

みやこ町

障がい者支援ハンドブック



みやこ町

もくじ

1. 障害者手帳

身体障害者手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	3
療育手帳	5
ミライロ I D	7

2. 医療費の助成等

自立支援医療（更生医療）	8
自立支援医療（育成医療）	9
自立支援医療（精神通院医療）	10
重度障がい者医療証	12
難病医療費助成制度	13
後期高齢者医療制度の適用	13

3. 障害福祉サービス等

障害福祉サービス	14
障害児通所支援	19

4. 補装具・日常生活用具の給付

補装具の交付・修理	22
日常生活用具の給付・貸与	24
小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付	25
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	26

5. 自立支援サービス

意思疎通支援事業	27
移動支援事業	28
日中一時支援事業	28
身体障害者自動車改造助成事業	29
訪問入浴サービス事業	30
住宅改修	31

6. 年金・手当等

障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）	32
特別障害者手当	33
障害児福祉手当	34
心身障害者扶養共済制度	35
特別児童扶養手当	36
腎臓疾患患者福祉給付金	37

7. 交通機関・利用料金等の割引等

J R鉄道運賃の割引	38
平成筑豊鉄道の運賃割引	39
タクシー運賃の割引	39
その他の交通機関の割引	40
みやこ町福祉タクシー利用券	40
有料道路通行料金の割引	41
N H K放送受信料の減免	42
携帯電話基本料金の割引	42
青い鳥郵便ハガキの無料配布	42
N T T電話番号の無料案内「ふれあい案内」	43
町内施設の利用料等の割引について	43
映画館の料金の割引	43
福岡県内施設等の利用料割引について	44

8. 税金について

相続税の控除	45
贈与税の非課税 特定障害者扶養信託	45
預貯金等の非課税制度 マル優制度	46
個人事業税の非課税	46
個人事業税の減免	46
所得税の控除	47
町県民税の控除	47
自動車税の減免	48

9. 社会参加の促進

駐車禁止除外指定車標章	49
ふくおか・まごころ駐車場	50
郵便等による不在者投票制度	51
成年後見制度	52
ヘルプマーク、ヘルプカード	54
電話リレーサービス	55

10. 障がい児の療育・教育

こども発育相談	56
保育所巡回相談	56
療育支援事業（たんぽぽ教室）	56
行橋京都児童発達相談センター ポルト	57

11. 雇用の促進

雇用の窓口	58
就職援護	58
福岡障害者職業能力開発校	59
福岡障害者職業センター	60

12. 相談窓口

障がいに関する全般的な相談窓口	61
障がい者 110 番	61
こころの健康相談	61
電話相談	62
消費者トラブル	62
その他の相談窓口	63

WAM NET について

福岡県が指定している障害福祉サービス事業所等

福岡県が指定している障がい児通所支援施設等

障がい者の虐待防止について

障がい者マークについて

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

身体障害者補助犬について

この「ハンドブック」は、障がいのある方等への福祉サービスをお知らせするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）をはじめ、いろいろな法律や条例等で定められている福祉制度等の概要を掲載したものです。

令和7年3月

★掲載されている施策の内容、手当額や自己負担額は、令和7年（2025年）3月1日現在のものです。年度の途中で変更されることがありますので、詳細は各項目の担当部署にお問い合わせください。

★本ハンドブックでは、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」とひらがなで表記していますが、法令や制度等の名称、施設・法人・団体等の固有名詞において漢字表記が用いられている場合は、そのまま「障害」と表記しています。

★各制度の内容については簡潔に説明してあります。
所得や障がい程度等により、サービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは記載してある各窓口へお問い合わせください。

★制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。



・ ・ 身体障がい者の方が対象



・ ・ 精神障がい者の方が対象



・ ・ 知的障がい者の方が対象



・ ・ 障害者総合支援法の対象となる難病の方が対象

1. 障害者手帳

●身体障害者手帳

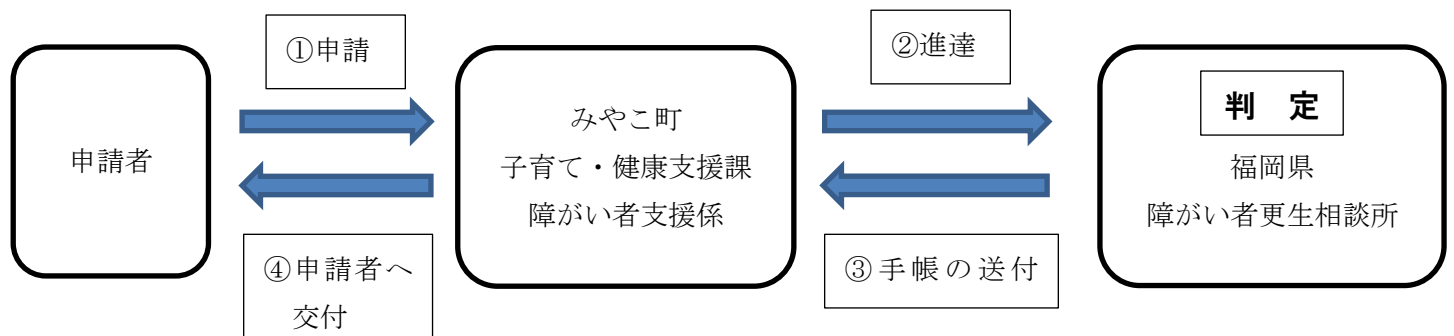


身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には、障がいの程度によって1級から6級までの等級、また第1種、第2種の種別があり、その等級・種別によって受けられるサービスの内容が異なる場合があります。

対象となる障がい

- ・ 視覚障がい
- ・ 聴覚障がい
- ・ 平衡機能障がい
- ・ 脳原性運動機能障がい
- ・ 音声、言語、そしゃく機能障がい
- ・ 肢体不自由
- ・ 内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）

交付の流れ



※申請してから交付までには、おおむね 40 日程度を要します。

ただし、意見書や写真等に不備がある場合等は 40 日以上かかる場合もあります。

身体障害者手帳の申請

・手続きに必要なもの

手続きの種類		写 真	診断書・意見書	手 帳	個人番号 (マイナンバー)
新 規		○	○		○
再 交 付	障がい程度の変更	○	○	○	○
	障がい内容の追加	○	○	○	○
	再認定	○	○	○	○
	手帳の紛失	○			○
	手帳の破損	○		○	○
変 更	住所の変更			○	○
	氏名の変更			○	○
返 還	死 亡			○	
	障がいに該当しなくなったとき			○	

◎写真について

1年以内に撮影したもので、たて4cm×よこ3cm、上半身正面で無帽のもの（サングラスやマスク等を着用した写真、写真専用紙ではないものに印刷した場合は受付できません）。

◎診断書・意見書について

所定の身体障害者診断書・意見書で、福岡県等が指定した医師が3か月以内に作成したもの。

◎記載事項の変更

氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の手続きが必要です。
また、町外に転出される際は、転出先の市町村で手続きが必要です。

◎再認定について

身体障害者手帳に再認定時期が記載されている場合、再認定の手続きが必要です。
また障がい追加されたときや障がいの程度が変わったときも、手続きをすることができます。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●精神障害者保健福祉手帳



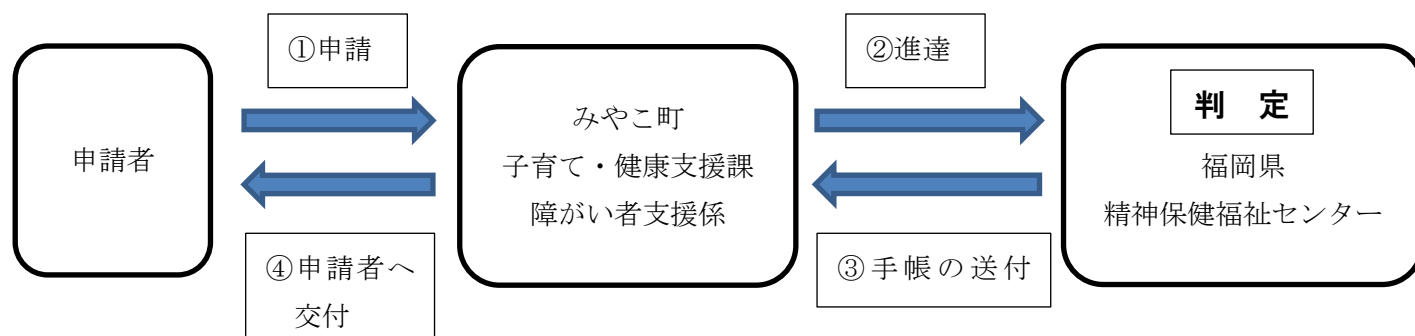
精神障害者保健福祉手帳は、様々な福祉制度・福祉サービスの利用をしやすいための手帳です。手帳には、障がいの程度によって1級から3級までの等級があり、その等級によって受けられる制度の内容が異なる場合があります。

有効期限が2年間あり、有効期限の3か月前から更新の手続きができます。

対象となる障がい

- ・統合失調症
- ・気分（感情）障がい
- ・非定型精神病
- ・てんかん
- ・中毒精神病
- ・器質性精神障がい（高次脳機能障がいを含む）
- ・発達障がい
- ・その他の精神疾患

交付の流れ



※申請してから交付までには、おおむね40日程度を要します。

ただし、診断書や写真等に不備がある場合等は40日以上かかる場合もあります。

精神障害者保健福祉手帳の申請

・手続きに必要なもの

手続きの種類		写 真	診断書または 障害年金証書 の写し	手 帳	個人番号 (マイナンバー)
新規・更新		○※	○		○
再 交 付	障がい程度の変更	○	○	○	○
	手帳の紛失	○			○
	手帳の破損	○		○	○
変 更	住所の変更			○	○
	氏名の変更			○	○
	県外からの転入	○		○	○
返 還	死亡			○	
	障がいに該当しなくな ったとき			○	

※更新時に限り、写真が不要な場合があります。

◎写真について

1年以内に撮影したもので、たて4cm×よこ3cm、上半身正面で無帽のもの（サングラスやマスク等を着用した写真、写真専用紙ではないものに印刷した場合は受付できません）。

◎添付書類について

下記の①、②のいずれかを提出してください。

①診断書を提出する場合

精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6か月を経過した日以降のもの）

②障害年金等の証書を添えて申請する場合

障害年金の証書の写し、または直近の年金振込通知書等の写し、同意書

※障害年金証書の写し等を添付した場合、手帳の等級は障害年金と同じ等級となります。

◎記載事項の変更

氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の手続きが必要です。

また、町外に転出される際は、転出先の市町村で手続きが必要です。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●療育手帳



療育手帳は、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障があると判定機関において判定された方に対して交付される手帳です。障がい者（児）とその家族が、各種のサービスを受けやすくするための手帳です。

障がいの程度とその表記

療育手帳	障がいの程度	知能指数（IQ）
A1	最重度	20 以下
A2	重度	21～35
B1	中度	36～50
B2	軽度	51～おおむね 75

※ 療育手帳の判定では、知能指数がおおむね IQ50 以下であって、身体障害者手帳の 1 級から 3 級に該当する者は、総合判定で「重度 (A3)」と判定します。

判定について

療育手帳については、手帳の交付申請の前に、あらかじめ障がいの程度について判定を受ける必要があります。年齢に応じて依頼する判定機関が異なりますので、確認のうえお手続きください。

なお、判定を受けるうえで、生育歴や日常生活の状態等について詳しい情報を聴取しますので、家族等の同席が必要です。乳幼児期や児童期の様子が確認できる「母子健康手帳」や学齢期の成績表等の資料を参考にしますので持参ください。

※初めて判定を受ける方で、精神科へ受診歴のある方は、主治医の意見書か診療情報提供書、投薬内容がわかる書類等を持参ください。

- ・ 18 歳未満の場合⇒直接、福岡県京築児童相談所に申し込み、判定を受けてください。
- ・ 18 歳以上の場合⇒町で判定依頼の申請を受付し、判定は福岡県障がい者更生相談所で行います。

療育手帳の申請

・手続きに必要なもの

手続きの種類		写 真	判定書	手 帳	個人番号 (マイナンバー)
新規		○	○		○
再判定		○	○	○	○
再 交 付	手帳の紛失	○			○
	手帳の破損	○		○	○
変 更	住所の変更			○	○
	氏名の変更			○	○
	県外からの転入	○		○	○
返 還	死亡			○	
	障がいに関しなくなったとき			○	

◎療育手帳の「次の判定年月」欄に再判定時期が記載されている方は、指定年月を迎える前に再判定を受ける必要があります。判定結果が出るまで時間を要しますので、3～4 か月前を目途に申請ください。なお、年齢に応じて依頼する判定機関が異なりますので、下記を確認のうえ手続きください。

また、判定を受けるうえで、生育歴や日常生活の状態等について詳しい情報を聴取しますので、家族等の同席が必要です。乳幼児期や児童期の様子が確認できる「母子健康手帳」や、学齢期の成績表等の資料を参考にしますので持参ください。

- ・18 歳未満の場合⇒直接、福岡県京築児童相談所に申し込み、判定を受けてください。
- ・18 歳以上の場合⇒町で判定依頼の申請を受付し、判定は福岡県障がい者更生相談所で行います。

◎写真について

1 年以内に撮影したもので、たて 4cm×よこ 3cm、上半身正面で無帽のもの（サングラスやマスク等を着用した写真、写真専用紙ではないものに印刷した場合は受付できません）。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係
0930-32-2725

●ミライロID



ミライロIDとは、(株)ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳の情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を施設等で提示することで、障がい者割引を受けることができます。

施設利用時に障害者手帳の代わりに利用できるほか、必要な配慮を記載する機能もあり、「ミライロID」の画面を提示するだけで、配慮事項を簡単にスタッフに伝えることができます。

注意点

すべての施設等でミライロIDが利用できるわけではありません。その場合はアプリではなく、障害者手帳を提示して、割引等を受けてください。



障害者手帳を、あなたのスマホへ。

MIRAIRO ID



2. 医療費の助成等

●自立支援医療（更生医療）



18 歳以上で、身体障害者手帳を所持している方が、指定医療機関において、障がいが軽減し日常生活が向上するための必要な治療に対し、医療費の一部を助成します。
事前の申請が必要です。

対象者 18 歳以上で身体障害者手帳を持っている方

◎対象となる医療

障がいの種別	対象となる医療
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出、網膜剥離手術、虹彩切除術等
聴覚障がい	穿孔閉鎖術、外耳形成術、人工内耳術等
言語・そしゃく機能障がい	口唇裂手術の修正、発音口語障害形成術等
肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術、関節形成術、術後のリハビリ等
心臓機能障がい	大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋め込み術等
じん臓機能障がい	人工透析法、腎移植術等
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗 HIV 療法、免疫調節療法、HIV 感染に対する医療等
肝臓機能障がい	肝臓移植および肝臓移植後の抗免疫療法

重度かつ継続の範囲

- ・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・じん臓機能障がい ・小腸機能障がい ・免疫機能障がい
- ・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・医療保険の高額療養費で多数該当の世帯の方

手続きに必要なもの

- ・申請書
- ・身体障害者手帳
- ・指定医師の更生医療要否意見書
- ・健康保険情報のわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証等）
- ・特定疾病療養受療証（所持している場合のみ）
- ・障害年金証明等の写し（受給されている場合のみ）
- ・個人番号（マイナンバー）のわかるもの

●自立支援医療（育成医療）



18歳未満で、身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、指定医療機関において、障がいの除去や軽減等の治療効果が期待できる治療に対し、医療費の一部を助成します。

事前の申請が必要です。

対象者

身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童

注：身体障害者手帳の有無は問いません。

◎該当する疾病

- (1) 視覚障がい（斜視、眼瞼下垂、白内障等）
- (2) 聴覚・平衡機能障がい（外耳道閉鎖、小耳症等）
- (3) 音声・言語・そしゃく障がい（口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂等）
- (4) 肢体不自由（先天性股関節脱臼、ペルテス病等）
- (5) 心臓（心室中隔欠損症、ファロー四徴症等）、
じん臓（腎移植、人工透析等）、呼吸器、ぼうこう、直腸、
小腸（中心静脈栄養等）、肝臓機能障がい
- (6) 先天性の内臓機能障がい（(5)を除く、尿管狭さく等）
- (7) 免疫機能障がい
- (8) その他の先天性内臓障がい

手続きに必要なもの

- ・申請書
- ・指定医師の意見書
- ・健康保険情報のわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証等）
- ・障がい児本人、保護者の個人番号（マイナンバー）のわかるもの

重度かつ継続の範囲

- ・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・じん臓機能障がい ・小腸機能障がい ・免疫機能障がい
- ・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・医療保険の高額療養費で多数該当の世帯の方

● 自立支援医療（精神通院医療）



精神の障がいにより通院（デイケア、訪問看護を含む）されている方が、指定医療機関において、精神障がいによる医療（通院のみ）に対し、医療費の一部を助成します。

事前の申請が必要です。

対象者

町内在住で、通院により精神疾患の治療を受けている方

注：精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

手続きに必要なもの

- ・ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・ 指定医師が記載した診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）
- ・ 健康保険情報のわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証等）
- ・ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
- ・ 障害年金、遺族年金の年金額のわかるもの（受給者のみ）

重度かつ継続の範囲

- ・ 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん等

自立支援医療に関する注意点

- ・ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）については、治療・手術等を行う前の事前申請が必要です。
- ・ 自立支援医療が利用できる医療機関（病院・薬局等）は、福岡県により指定されています。指定機関以外での医療等は自立支援医療の対象外となります。

【自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）に関する問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

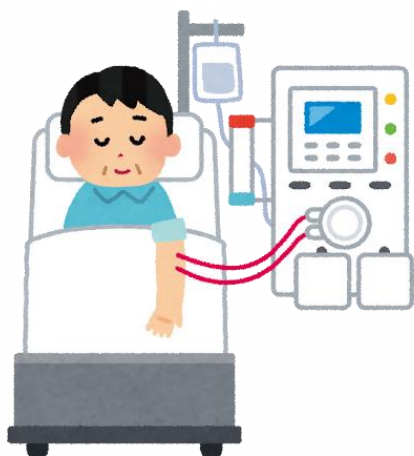
●自立支援医療の自己負担額

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）では、原則として、受給者の自己負担額は1割負担となります。

ただし、世帯の所得に応じた負担上限額があり、上限額を超える医療費については負担はありません。

区分	対象者の世帯 (同じ医療保険に加入している家族)	負担上限額（月額）	
		高額治療継続者 重度かつ継続 該当	高額治療継続者 重度かつ継続 非該当
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得 1	住民税非課税世帯で、 障がい者の年収が 80 万円以下	2,500 円	
低所得 2	住民税非課税世帯で、 「低所得 1」に該当しない方	5,000 円	
中間的な 所得	住民税課税世帯で、 所得割が 3 万 3,000 円未満	5,000 円 (育成医療：特例措置)	医療保険の自己負担 限度額と同額
	住民税課税世帯で、 所得割が 3 万 3,000 円以上 23 万 5,000 円未満	10,000 円 (育成医療：特例措置)	
一定所得 以上	住民税課税世帯で、 所得割が 23 万 5,000 円以上	20,000 円 (特例措置)	公費負担の対象外

自立支援医療の「重度かつ継続の一定所得以上」及び「育成医療の中間所得」の区分については、令和 6 年 3 月 31 日までの経過的特例とされていましたが、令和 9 年 3 月 31 日まで延長されています。



● 重度障がい者医療証



3 歳以上で重度の障がいがある方が病院にかかった場合、医療費の自己負担分を助成します。入院時の食事代、差額ベッド代は対象外です。

ただし、本人および扶養義務者の所得制限がありますので、定められた所得以上の方はこの制度を受けることはできません。

対象者

町内に住む、国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者または社会保険等の被保険者・被扶養者で、次のいずれかに該当する方。

ただし、65 歳以上の方については、後期高齢者医療加入者に限ります。

- ・ 身体障害者手帳を持ち、障がいの程度が「1 級」または「2 級」の方
- ・ 療育手帳を持ち、障がいの程度が「A」の方（IQ 35 以下）
- ・ 重複障がい（身体障害者手帳 3 級かつ IQ 50 以下）の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を持ち、障がいの程度が「1 級」の方

助成内容

区分	助成内容
通院	1 医療機関ごとに 500 円/月までの自己負担
入院	1 医療機関ごとに 500 円/日までの自己負担 （ひと月の負担限度額は、1 医療機関あたり 10,000 円） 【低所得者世帯の場合】 1 医療機関ごとに 300 円/日までの自己負担 （ひと月の負担限度額は 1 医療機関あたり 6,000 円）

※精神病床に入院中の場合は、対象とはなりません。

申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳所持者の健康保険情報のわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証等）
- ・ 障害者手帳

また、対象者および同一世帯の扶養義務者（直系血族および兄弟姉妹）のなかで、1 月 1 日にみやこ町民でなかった方がいる場合は、その方の所得証明書

【問合せ先】 みやこ町役場 保険福祉課 医療保険係

0930-32-2516

●難病医療費助成制度



原因が不明で治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち厚生労働省が定める指定難病について、医療費の一部を公費で助成する制度（特定医療費制度）です。

利用するには福岡県の認定が必要です。また、指定された医療機関での治療が対象となりますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 福岡県 京築保健福祉環境事務所

健康増進課 健康増進係 0930-23-2690

●後期高齢者医療制度の適用



「後期高齢者医療」は、主に 75 歳以上の方が被保険者となる高齢者のための医療制度です。障害者手帳をお持ちの方のうち、次の方は 65 歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入するかどうかは選択することができます。

なお、65 歳以上の方が重度障がい者医療証の適用となるためには、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

対象者

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級の交付を受けている方
- ・身体障害者手帳 4 級の交付を受けている方のうち、音声機能または言語機能障がいに該当する方、あるいは下肢障がいの 1 号、3 号、4 号のいずれかに該当する方
- ・療育手帳 A1～A3 の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方
- ・国民年金法による障害基礎年金 1 級または 2 級に該当する方

申請に必要なもの

- ・障がいの程度を証明するもの（障害者手帳等）
- ・年金証書（受給者のみ）

【問合せ先】 みやこ町役場 保険福祉課 医療保険係

0930-32-2516

3. 障害福祉サービス等

●障害福祉サービス 身 精 知 難

障害福祉サービスとは、心身に障がいのある方や難病患者等に対して、その障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住状況等）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な訓練を行う「訓練等給付」があります。

障害福祉サービスの種類・内容

●介護給付

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事等の介助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事等の介助、外出時の移動の介助を行う。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時にヘルパーが同行し移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護を必要とする方に、行動するとき必要な介助、外出時の移動の介助等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行う。
療養介護	医療が必要で常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。
生活介護	常時介護を必要とする方に、施設で入浴、排泄、食事の介助、創作的活動等の機会の提供を行う。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気等の場合、短期間、施設に入所し支援を受ける。
施設入所支援	施設に入所する方に入浴、排泄、食事の介助等を行う。

●訓練等給付

サービスの種類	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定時間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※A型は雇用型、B型は非雇用型のサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行い、必要な場合は、入浴、排泄、食事の介助等を行う。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した方に対し、事業主や関係機関と連携を図り、就労上のさまざまな問題・課題に関する支援を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での生活に移行した方に、定期的に訪問し、関係機関と連携を図る等の支援を行う。

●地域相談支援給付

サービスの種類	内 容
地域移行支援	障害者支援施設に入所したり、精神科病院に入院している精神障がい者等が地域での生活に移行するために、相談その他必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行う。

サービスの利用方法

①相談・申請

サービスの利用を希望する場合、みやこ町に相談して申請します。



②認定調査

サービスの必要性を判断するため、調査員が心身の状態等を調査します。



③審査・判定

認定調査の結果と医師意見書をもとに、みやこ町障害支援区分審査会で審査・判定を行い、どの程度のサービスが必要な状態か（障害支援区分）を決定します。

※18歳未満の場合は、認定調査の結果をもとにみやこ町が審査・判定します。

※訓練等給付のみの申請の場合は、障害支援区分の認定は行いません。



④決定・受給者証の交付

障害支援区分や生活環境等をもとにサービスの支給量を決定し、「福祉サービス受給者証」を交付します。



⑤事業者との契約

指定の事業者を受給者証を提示して、サービス利用に関する契約を結びます。



⑥サービスの利用

事業者と立てた計画をもとに、サービスを利用します。



⑦モニタリングの実施

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために、一定期間を定めてモニタリングが実施されます。

利用者負担

サービス費用の1割負担（世帯の所得に応じた負担上限額あり）

障害福祉サービスの負担上限額

区分	対象者の世帯	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯（所得割が16万円未満。障がい児（加齢児を除く）および20歳未満の施設入所者の場合は28万円未満） ※ 居宅で生活する方（グループホーム入居者等を除く）および20歳未満の施設入所者に限ります。	居宅で生活する障がい児（加齢児を除く）：4,600円 居宅で生活する障がい者（加齢児を含む）および20歳未満の施設入所者：9,300円
一般2	町民税課税世帯（「一般1」に該当しない方）	37,200円

◎備考

負担上限額の適用における世帯の範囲は、障がい者（加齢児を含み、20歳未満の施設入所者を除く）の場合は、本人と配偶者のみ、障がい児（加齢児を除く）および20歳未満の施設入所者の場合は、保護者の属する世帯員全員です。

療養介護および医療型障がい児施設の利用者は、上表とは異なる負担上限額が適用されます。

町民税所得割額は、「住宅借入金等特別税額控除」および「寄附金税額控除」による税額控除前の町民税所得割額によって算定します。



利用者負担の軽減

- ・施設入所者への補足給付

低所得者等の場合、食費・光熱水費の実費負担が軽減されます。

- ・施設通所者等への食費負担の軽減

低所得者等の場合、通所サービス利用時の食費負担が軽減されます。

- ・グループホーム居住者への補足給付

低所得者等の場合、家賃の負担軽減のため、月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）が支給されます。

- ・高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険サービスを利用した場合等、負担上限額を超えた分が支給されます。

申請に必要なもの

- ・申請書

- ・障害年金、遺族年金の年金額のわかるもの（受給者のみ）

- ・（グループホーム入所の場合）家賃証明等

※障がいの種別によって、医師の診断書が必要な場合があります。

介護保険制度の優先的な適用

65歳以上の障がい者または40歳以上の障がい者で、その障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する脳疾患および糖尿病等の特定疾患による場合は、原則として、障がい福祉サービスと介護保険サービスで共通するサービス（例：居宅介護と訪問介護等）の利用については、介護保険サービスでの利用が優先となります。

なお、介護保険でのサービスを利用するためには、要介護認定の申請等が必要です。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●障害児通所支援 **身 精 知 難**

障害児通所支援事業は、障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。

児童が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、サービス利用に要した費用の一部を助成します。

サービスの種類

サービスの種類	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由の障がい児に、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

また、障害福祉サービスのうち、下記については障がい児も利用できるサービスです。

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事等の介助を行う。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時にヘルパーが同行し移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護を必要とする方に、行動するとき必要な介助、外出時の移動の介助等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行う。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気等の場合、短期間、施設に入所し支援を受ける。

利用者負担

サービス費用の1割を負担(世帯の所得に応じた負担上限あり)

区分	対象者の世帯	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	町民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円
一般 2	町民税課税世帯（「一般 1」に該当しない方）	37,200 円

利用までの流れ

- ①施設見学
- ②町へ申請
- ③サービス等利用計画案の提出依頼
- ④相談支援事業所と利用契約
- ⑤サービス等利用計画案の作成・提出
- ⑥障害児通所支援の支給決定・受給者証の交付
- ⑦利用計画の作成・提出
- ⑧サービス提供事業所と契約
- ⑨サービスの利用開始
- ⑩モニタリング（定期的に行います）

サービス等利用計画について

障害児通所支援を利用するにあたっては「サービス等利用計画」の作成が必要です。

「サービス等利用計画」は、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業所」に所属する相談支援専門員が作成します。

相談支援事業所への相談や、計画作成には利用者の費用負担はありません。（ただし、相談支援専門員の訪問にかかる交通費等の実費負担が発生する場合があります。）

また、受け入れ可能かについては、事前に各事業所へご相談ください。

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等（障がいを証明する書類）
- ・世帯全員の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・申請者（保護者）の身元確認書類（代理の方が来庁される場合は、来庁者の身元確認書類）
- ・印鑑

※他に必要な書類がある場合がありますので、事前に町の障がい者支援係にお問い合わせください。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725



4. 補装具・日常生活用具等の給付

●補装具の交付・修理



身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするために、補装具費の支給や修理を行います。補装具の種類によっては、医師の意見書や福岡県障がい者更生相談所の判定が必要です。購入後・修理後の申請はできません。必ず事前にご相談ください。

また、補装具を新しく交付されると、数年間（耐用年数の間）は原則として交付できませんので、この期間は修理して使うことになります。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けた方、または難病の方

費用 原則 1 割負担（世帯の課税状況に応じて負担の上限があります）

区分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の方	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0 円
一般	市町村民税課税世帯の方	37,200 円

※本人またはその世帯の者（本人が 18 歳以上である場合にあっては、その配偶者に限る。）の町民税所得割の課税額が 46 万円以上の場合は、全額自己負担になります。

申請に必要なもの

- ・補装具費（購入・修理）支給申請書
- ・補装具費意見書
- ・補装具費処方箋
- ・身体障害者手帳（難病の方は、指定難病特定医療費受給者証等）
- ・見積書

※視覚障害者安全つえ、義眼、歩行補助つえについては、意見書・処方箋は不要です。



補装具の種類

障がいの部位	補装具の種類
視 覚	・眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ等） ・義眼 ・視覚障害者安全杖
聴 覚	・補聴器
肢体不自由	・義肢 ・装具 ・歩行補助杖 ・車椅子 ・電動車椅子 ・歩行器 ・座位保持装置
	（18 歳未満の方のみ） ・座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
	（両上下肢機能の全廃及び言語機能の喪失者） ・重度障害者用意思伝達装置
心臓・じん臓 ・呼吸器	・車椅子 ・電動車椅子

※次に該当する場合は補装具の給付ができない場合もありますので、事前にお問い合わせのうえ、申請ください。

- ・医療用（治療用）装具として使用するもの（例）
 1. 腰痛の治療のための体幹装具（コルセット）
 2. 切断術後に作製される症状固定前の訓練用仮義肢
 3. リハビリテーションのために使用する下肢装具
 4. 眼球摘出後眼窩保護のための義眼
 5. 小児弱視等の治療用眼鏡等（9 歳未満の小児）
- ・労働者災害補償保険法等で補装具の給付が受けられる場合
業務上の事由または通勤途中の負傷・疾病等により障がいをもつた場合
- ・自動車損害賠償保険で補装具の給付が受けられる場合
交通事故により障がいをもつた場合
- ・介護保険法で福祉用具の貸与を受けられる場合
- ・既に給付を受けた用具と同一の用具で、耐用年数を経過していない用具
- ・施設等に入所している場合、施設等で設備すべき備品及び用具

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●日常生活用具の給付・貸与



重度障がい者（児）に対して、日常生活をより円滑に行えるよう日常生活用具を給付・貸与します。用具購入後の申請はできませんのでご注意ください。

※介護保険の対象となる方は、介護保険制度での給付・貸与が優先となります。

費用 原則 1 割負担（世帯の課税状況に応じて負担上限額があります）

申請に必要なもの

- ・日常生活用具給付申請書
- ・身体障害者手帳
- ・見積書

※用具によっては、医師の意見書が必要な場合があります。

◎日常生活用具一覧

種 目	用具の例
介護・訓練支援用具	・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器 ・入浴担架 ・体位変換器 ・移動用リフト ・訓練いす ・訓練用ベッド（障がい児のみ）
自立生活支援用具	・入浴補助用具 ・特殊便器 ・頭部保護帽 ・移動・移乗支援用具 ・T字状・棒状のつえ ・火災警報器 ・自動消火器 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障害者用屋内信号装置（障がい者のみ）
在宅療養等支援用具	・透析液加温器 ・ネブライザー（吸入器） ・電気式たん吸引器 ・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計（障がい者のみ） ・酸素ボンベ運搬車（障がい者のみ） ・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
情報・意思疎通支援用具	・携帯用会話補助装置 ・情報・通信支援用具 ・点字ディスプレイ（障がい者のみ） ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・視覚障害者用拡大読書器 ・盲人用時計（障がい者のみ） ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭 ・点字図書 【貸与】福祉電話（障がい者のみ） ・ファックス（障がい者のみ） ・視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）
排泄管理支援用具	・ストマ用具（蓄便袋、蓄尿袋、洗腸用具） ・紙おむつ等 ・収尿器

●小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付



小児慢性特定疾病の医療受給者証を交付された方で、疾病の種類や、程度に応じて、日常生活用具の給付を受けることができます。

世帯の所得に応じて自己負担があります。また、品目ごとに上限額が決められています。用具購入後の申請は認められませんのでご注意ください。

対象者

みやこ町内に住所がある、

- ・国が定める小児慢性特定疾病児
- ・在宅での療養が可能な児童
- ・児童福祉法および障害者支援法等での給付を受けていない児童

費用

世帯の所得税課税状況に応じて費用負担があります。

申請に必要なもの

- ・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書
- ・小児慢性特定疾患医療受診券の写し
- ・見積書

小児慢性特定疾患児日常生活用具の品目

- ・便器 ・特殊マット ・特殊便器 ・特殊寝台 ・歩行支援用具
- ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・体位変換器 ・車椅子 ・頭部保護帽
- ・電気式たん吸引器 ・クールベスト ・紫外線カットクリーム

【日常生活用具、小児慢性特定疾患児日常生活用具の問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成しています。購入後の申請は認められませんのでご注意ください。

対象者

- ・みやこ町内に住所がある方
- ・18歳未満の方（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
- ・原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること
- ・聴覚障がいに関し、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ・他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと

費用負担

補聴器購入費の3分の1負担

※補聴器の種類に応じて上限額があります。

申請に必要なもの

- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金交付申請書
- ・指定医師が作成した軽度・中等度難聴児補聴器購入助成医師意見書
- ・意見書の処方に基づき補聴器取扱業者が作成した見積書の写しおよび当該補聴器の概要が分かる資料

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

5. 自立支援サービス

●意思疎通支援事業



聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の方の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

対象者

みやこ町内に住所を有する聴覚、言語機能、音声機能障がい者等

内容

手話通訳者、要約筆記者の派遣

費用負担

無料

申請方法

地域生活支援事業申請書を、利用を希望する日の10日前までに子育て・健康支援課に提出してください。

【問合せ先】みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725



●移動支援事業



屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出時の移動支援を行います。原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。

対象者

みやこ町内に住所を有する障がい者等であって、社会生活上必要不可欠な外出および、余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要がある方

費用負担

原則、費用の1割負担（住民税非課税世帯または生活保護世帯は無料）

申請方法

地域生活支援事業申請書を事前に子育て・健康支援課まで提出してください。

【問合せ先】みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725



●日中一時支援事業



障がい児・障がい者の一時的な介護負担の軽減のために、日中の預かりや日中活動の場を提供します。

対象者

みやこ町内に住所を有する障がい者等であって、日中において監護する者がいないため、障がい者等の家族の就労支援および、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な見守り等の支援が必要な方

費用負担

原則、費用の1割負担（住民税非課税世帯または生活保護世帯は無料）
その他、障害支援区分により負担額の上限があります。

申請方法

地域生活支援事業申請書を事前に子育て・健康支援課まで提出してください。

【問合せ先】みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●身体障害者自動車改造助成事業



身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

改造後の申請は認められませんのでご注意ください。

対象者

- ・みやこ町内に住所を有する障がい者等であって、身体障害者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいの１級又は２級の方
- ・自動車運転免許を有する方
- ・自ら所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある方

費用負担

助成対象経費は、操向装置の改造に要する経費（限度額 10 万円）。

対象となる改造

- ・下肢障がい者 手動アクセルブレーキ及びハンドル旋回補助グリップ
- ・右下肢障がい者 左アクセルの付替え
- ・上肢障がい者 ハンドル旋回補助グリップ及び方向指示器の変更

その他、ワイパーの改造、車両の装飾品、アクセサリー、ランプ類、音響機器、シートの改造等身体障害者の運転に直接必要と認められない改造は対象となりません。

申請に必要なもの

- ・身体障害者自動車改造助成金交付申請書
- ・助成対象者の身体障害者手帳の写し
- ・運転者の運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し（新たに自動車を購入する場合を除く。）
- ・改造に要する経費の見積書（装着、改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）の写し

申請方法

必要書類を事前に子育て・健康支援課まで提出してください。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

０９３０－３２－２７２５

●訪問入浴サービス事業



身体上の障がいや家庭の事情で、入浴の機会を得ることが出来ない身体障がい者（児）に対し、入浴設備を備えた移動入浴車を対象者の自宅に派遣し、サービスを提供します。

対象者

みやこ町内に住所を有する在宅の重度心身障がい者（児）等

費用負担（1回あたり）

生活保護世帯の方 無料

市町村民税非課税世帯の方 200 円

市町村民税課税世帯の方 400 円

申請方法

地域生活支援事業申請書を事前に子育て・健康支援課まで提出してください。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725



●住宅改修費の助成



障がい者の方が日常生活を容易に過ごせるよう、自宅の玄関、台所、浴室、トイレ等を改修する際の費用を一部助成します。事前審査がありますので、必ず工事を行う前に申請してください。

対象者

身体障害者手帳の下肢機能又は体幹機能障がいもしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)の１級～３級の者(特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい１級または２級に限る。)

ただし、児童については原則として学齢児以上の者(給付は原則として１回限り)

※介護保険の対象となる方は、介護保険での給付が優先となります。

限度額

20万円

改修の範囲

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他、上記に附帯して必要となる住宅改修

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

０９３０－３２－２７２５



6. 年金・手当等

●障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）



年金加入者が、不慮の事故や病気により障がいの状態になったときに、障害年金が支給されます。初診日の前に一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。

対象者

障がい者（障害者手帳取得とは別の判定基準があります）

年金額

障害基礎年金（令和6年度）

1級 1,020,000円 2級 816,000円

※18歳未満の子（障がいがある場合は20歳未満）がいる場合は、子の加算額があります。

申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・診断書
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・請求者の口座がわかるもの 等

申請先

- ・障害基礎年金 みやこ町役場 住民課 住民係
- ・障害厚生年金 小倉南年金事務所

【問合せ先】 障害基礎年金 ⇒ みやこ町役場 住民課 住民係

0930-32-2510

障害厚生年金 ⇒ 小倉南年金事務所『お客様相談室』

093-471-8873

●特別障害者手当



在宅の重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方に支給されます。

支給額

月額 28,840 円（令和 6 年度）

（5 月、8 月、11 月、2 月に前月分まで支給されます。）

支給制限

- ・障がい者本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定以上あるとき
- ・障がい者支援施設等に入所しているとき
- ・継続して 3 か月を超えて入院しているとき

申請に必要なもの

- ・特別障害者手当認定請求書
- ・特別障害者手当所得状況届
- ・診断書
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- ・年金証書または年金振込通知書（年金を受給されている方のみ）

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●障害児福祉手当



日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に対して手当を支給されます。

支給額

月額 15,690 円（令和 6 年度）

（5 月、8 月、11 月、2 月に前月分まで支給されます。）

支給制限

- ・障がい者本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定以上ある場合
- ・児童福祉施設等に入所しているとき
- ・障がいを理由とした年金を受給しているとき

申請に必要なもの

- ・障害児福祉手当認定請求書
- ・障害児福祉手当所得状況届
- ・診断書
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- ・年金証書または年金振込通知書（年金を受給されている方のみ）

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●心身障害者扶養共済制度



心身障がい者（児）を扶養している保護者が加入し、一定の掛金を納付することによって、不幸にも保護者が死亡したとき、また重度の障がいを負ったときに心身障がい者（児）に対して、終身年金が支給されます。

加入対象者

加入時の年度の4月1日における年齢が65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の方

障がい者の範囲

- ・知的障がい者・障がい児
 - ・身体障害者手帳1級～3級の身体障がい者・障がい児
 - ・上記と同程度の障がいがあると認められる方
- 例：精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等

掛 金

加入年齢に応じて掛金がかかります。また、2口まで加入ができます。また、住民税課税状況等により掛金の補助があります。

給付金

年金	1口につき月額20,000円
弔慰金	1年以上加入した後に、障がい者が先に死亡した場合、加入期間に応じて支給されます。
脱退一時金	5年以上加入した後に、この制度から脱退した場合や加入口数を減らした場合、加入期間に応じて支給されます。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725



●特別児童扶養手当



身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童の父か母、また父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

児童福祉施設等に入所している時、また障がいを理由とする年金を受けることができる場合は支給されません。所得等によって支給制限があります。

対象児童

次のいずれかに該当する児童

- ・身体障害者手帳 1～3 級および 4 級の一部
- ・療育手帳 A および B の一部
- ・知的障がいがあり、上記と同程度と認められる児童

※ただし、次に該当する場合は支給されません。

- ①対象児童または父母（養育者）が日本国内に住所がない。
- ②対象児童が施設等に入所している。
- ③対象児童が公的年金を受給している。
- ④本人及び扶養義務者に一定額以上の所得がある。

支給額

重度障がい児（1 級）	1 人につき	月額	55,350 円
中度障がい児（2 級）	1 人につき	月額	36,860 円

申請に必要なもの

- ・請求者および対象児童の戸籍謄本
- ・請求者名義の通帳
- ・障害者手帳、診断書等
- ・請求者、対象児童、配偶者、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 児童保育係
0930-32-2725

●腎臓疾患患者福祉給付金



仕事等の理由で、夜間（透析による治療時間が原則として 17 時以降）に人工透析による治療を受けている腎臓疾患患者に対し、通院による交通費の一部を福岡県が助成しています。生活保護法、他の法令等により通院による移送費や交通費が支給される場合は対象外です。また、所得制限があります。

対象者

次のすべてに当てはまる方が対象です。

- ・福岡県内（指定都市を除く）に居住していること。
- ・身体障害者手帳の交付を受けていること。
- ・就労等の理由で、月に 5 回以上、17 時以降に人工透析を受けていること。
- ・自宅から医療機関までの通院距離または通院費用が次のいずれかに該当すること。

自家用車使用の場合：片道 10 キロメートル以上

公共交通機関またはタクシー使用の場合：月額 2,000 円以上の負担

※タクシー利用の場合は領収書が必要です。

給付金額

月額 2,000 円

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・通院証明書
- ・受給資格者の属する世帯の住民票の写し
- ・受給資格者及び扶養義務者（生計をともにしている配偶者等）の前年の所得並びに扶養親族数の証明書
- ・地方税法に規定する控除を受けた者の数及び控除額の証明書
- ・債権者登録申出書（新規申請および給付金振込口座を変更する場合）
- ・通帳の写し（新規申請および給付金振込口座を変更する場合）

【問合せ先】福岡県 京築保健福祉環境事務所 社会福祉課

0930-32-2970

7. 交通機関・利用料金等の割引等

公共交通機関の割引

公共交通機関の運賃割引の対象となる障がい者は、障害者手帳の等級等により、第1種・第2種に区分され、その種別に応じて、割引の適用範囲が異なります。

身体障害者	第1種	視覚障がい：1級～3級までの各級および4級の一部 聴覚障がい：2級および3級 肢体不自由：1級、2級および3級の一部 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、小腸機能障がい：1級～4級 ぼうこう・直腸機能障がい：1級および3級 免疫機能障がい：1級～4級
	第2種	第1種以外の方
精神障害者	第1種	精神障害者保健福祉手帳1級
	第2種	精神障害者保健福祉手帳2級、3級
知的障害者	第1種	療育手帳A1、A2、A3
	第2種	療育手帳B1、B2

※割引を適用するためには、障害者手帳に第1種または第2種の記載証明が必要です。記載証明がない場合、割引の適用ができません。また、障害者手帳に顔写真の貼付が無い場合も、割引の適用ができません。

●JR鉄道運賃の割引

駅の窓口で障害者手帳を提示して、乗車券の種類および行先等を口頭または筆記により伝えることで、運賃の割引を受けることができます。

※精神障害者福祉手帳での割引は、令和7年4月1日より開始です。

◎障害者手帳の区分が第1種の場合

手帳所持者		小児（12歳未満）			大人（12歳以上）		
割引対象		本人単独	介護者同伴		本人単独	介護者同伴	
			本人	介護者		本人	介護者
鉄道	普通乗車券	5割※	5割	5割	5割※	5割	5割
	普通回数乗車券	—	5割	5割	—	5割	5割
	定期乗車券	—	—	5割	—	5割	5割
	普通急行券	—	5割	5割	—	5割	5割

◎障害者手帳の区分が第2種の場合

手帳所持者		小児（12歳未満）			大人（12歳以上）		
割引対象		本人単独	介護者同伴		本人単独	介護者同伴	
			本人	介護者		本人	介護者
鉄道	普通乗車券	5割※	—	—	5割※	—	—
	普通回数乗車券	—	—	—	—	—	—
	定期乗車券	—	—	5割	—	—	—
	普通急行券	—	—	—	—	—	—

※片道100kmを超える場合

割引を受けるためには、JRの窓口で障害者手帳を提示する必要があります。

【問合せ先】JR九州 行橋駅

0930-22-2605

●平成筑豊鉄道運賃の割引



窓口で切符をお求めのとき、また車内で運賃をお支払いのときに、障害者手帳をご提示ください。

区分	割引率
第1種	本人・介護者とも5割引
第2種	本人のみ5割引

普通乗車券のほか、回数券や定期券にも割引が適用されます。

詳しくは駅にお尋ねください。

【問合せ先】平成筑豊鉄道株式会社

0947-22-1000

●タクシー運賃の割引



タクシーを利用する際、障害者手帳を提示することによって、運賃の割引（1割）が受けられます。

詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

●その他の交通機関の割引



その他、バスや国内線の航空運賃、船舶運賃にも割引があります。割引額や内容については、ご利用前に各会社にお問い合わせください。

●みやこ町福祉タクシー利用券



高齢者や重度身心障がい者等の日常生活の利便性を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方
- ・療育手帳「A」の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

※上記 3 つについては、障害者手帳の交付を受けていることを理由に、本人やその支援者が自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けていないことが条件です。

- ・難病医療の受給者証を有している方（世帯に自動車、原付を所持していない場合）

助成額

1 ヶ月あたり 300 円分の福祉タクシー利用券 8 枚交付

※人工透析患者は月 20 枚交付

一度に複数枚使用できます。

【問合せ先】みやこ町役場 保険福祉課 福祉係

0930-32-2516



●有料道路通行料金の割引



身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の身体障がい者が同乗し介護をしている家族が運転する場合は5割引になります。割引を受けるためには、事前に申請が必要です。

対象者

- ・障がい者本人が運転する場合：身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- ・障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合…身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方の手帳に記載されている、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種の方

割引の種類

割引の利用方法は、事前に車を登録しETCレーンを通行し割引を受ける方法と、自動車を登録せず、一般レーンを通行し、料金所で障害者手帳を提示して割引を受ける2種類の方法があります。

申請に必要なもの

- ・申請書
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・運転免許証（第2種の方）
- 《ETCをご利用になる場合は次も必要です。》
- ・ETCカード（障がい者本人名義のもの）

* 未成年の重度障がい者で本人以外の運転による割引を受け、かつ障がい者本人の運転による割引の適用を受けない場合は、親権者または後見人名義のものも対象となります。

- ・ETC車載器セットアップ申込書または証明書等

有効期限

- ・新規、変更の場合…申請日から2回目の誕生日まで
- ・更新の場合…申請日から3回目の誕生日まで

割引有効期限を過ぎた後も継続して本割引の適用を受ける場合には、更新申請が必要です。更新申請は、割引有効期限の2か月前から割引有効期限の前日まで行うことができます（同時に登録事項の変更を行うことができます）。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●NHK放送受信料の減免



お持ちの障害者手帳の区分や等級により、NHKの放送受信料が半額または全額免除になります。

全額免除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持つ方がいる世帯で、世帯構成員全員が非課税の世帯。
半額免除	各種障害者手帳を交付されている方のうち、視覚・聴覚障がい、重度の身体障がいに該当する方または重度の精神障がい、もしくは重度の知的障がいをお持ちの方が世帯主で、かつNHK受信契約者の場合。

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、あるいは療育手帳
- ・印鑑
- ・証明手数料（200 円）

【問合せ先】みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●携帯電話基本料金等の割引



障害者手帳の交付を受けた方は、携帯電話使用料の割引を受けることができます。割引内容、申請方法は各会社で取扱が定められています。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

●青い鳥郵便ハガキの無料配布



日本郵便株式会社では、身体障害者手帳1、2級、療育手帳「A」をお持ちの方で、受付期間内にご希望いただいた方に「青い鳥郵便葉書」を無償で配付しています。

「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に、通常はがき20枚を封入したものです。

申請窓口

最寄りの郵便局

受付期間

毎年4～5月頃

● N T T 電話番号の無料案内「ふれあい案内」



電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいや上肢等の不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内しています。ご利用前の事前登録が必要です。(電話のみ) 携帯電話、PHS からもつながります。

【問合せ先】 N T T フリーダイヤル

0 1 2 0 - 1 0 4 1 7 4

● 町内施設の利用料等の割引について



みやこ町内の福祉センターや文化施設等でも、障害者手帳を提示することで料金の割引があります。

◎みやこ町豊津福祉センター「すどりの里」

- ・お風呂の利用料が通常 300 円が 100 円に割引されます。

◎みやこ町歴史民俗博物館

- ・障がい者とその介護者 1 名の観覧料が無料になります。

● 映画館の料金の割引



全国ほとんどの映画館で映画を観る際に、障がい者割引が適用されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの提示が必要です。障害者手帳 1 種の場合は付き添いの介助者 1 名も割引を受けられる場合もあります。

映画館によっては、車椅子専用の鑑賞スペースを設けているところもあります。

●福岡県内施設等の利用料割引について



博物館や美術館、体育施設等の利用料が割引になります。
どの施設においても、障害者手帳の提示が必要です。

◎障がい者割引がある県内施設（例）

博物館、科学館	九州国立博物館、福岡市博物館、北九州市鉄道記念館、いのちのたび博物館、福岡県青少年科学館、福岡市科学館、北九州市漫画ミュージアム、九州歴史資料館、田川市石炭・歴史博物館、ゼンリンミュージアム ほか
美術館	福岡県立美術館、福岡市美術館、福岡アジア美術館、北九州市美術館、出光美術館門司、久留米市美術館、福岡おもちゃ美術館 ほか
動物園、植物園、水族館	福岡市動物園、到津の森公園、ひびき動物ワールド、久留米市鳥類センター、大牟田市動物園、福岡市植物園、北九州市白野江植物公園、マリンワールド海の中道 ほか
公園、駐車場	国営海の中道海浜公園、響灘緑地（グリーンパーク）、博多リバレイン駐車場、福岡空港駐車場、北九州市営勝山公園地下駐車場、北九州空港駐車場、福岡市海づり公園 ほか
スポーツ施設	福岡市民体育館、北九州障害者スポーツセンター アレアス、北九州市立総合体育館、筑豊緑地、HAWKS ベースボールパーク筑後、福岡県立総合プール、朽網プール、苅田町町民温水プール スイミー ほか
その他施設	福岡アンパンマンこどもミュージアム in モール、小倉城、だざいふ遊園地、博多新劇座、源じいの森、旧蔵内邸 ほか

掲載している施設については、福岡県内の施設で障がい者割引が適用される施設の一部です。

福岡県外の施設でも割引がある場合もあります。利用料金、割引の内容等については、各施設にお問い合わせください。



8. 税金について

●相続税の控除



相続人が85歳未満の障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

名 称	主な障がいの内容	控除の内容
一般障害者	・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B1、B2 ・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税から控除
特別障害者	・身体障害者手帳 1～2 級 ・療育手帳 A1～A3 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税から控除

※上記以外の方でも控除の対象となる場合があります。

【問合せ先】 行橋税務署 0930-23-0580

●贈与税の非課税 特定障害者扶養信託



対象者

特別障害者である特定障害者	・身体障害者手帳 1～2 級 ・療育手帳 A1～A3 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級
特別障害者以外の特定障害者	・療育手帳 B1、B2 ・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級

内容

個人が特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、金銭、有価証券その他の財産を信託銀行等に信託されたときは、その信託受益権の価格のうち特別障害者である特定障害者については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者については 3,000 万円までの金額は贈与税が非課税となります。

【問合せ先】 行橋税務署 0930-23-0580

●預貯金等の非課税制度 マル優制度



350 万円までの預貯金等の利子に対する課税が、非課税貯蓄申告書を提出することにより非課税になります。

対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等を受給している方

【問合せ先】各預貯金先（銀行、郵便局等）

●個人事業税の非課税



対象者

失明または両眼の視力（矯正視力）が 0.06 以下の方

内容

あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税となります。

【問合せ先】北九州東県税事務所 課税第一課事業税係

093-592-3512

●個人事業税の減免



対象者

身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けており、前年の総所得金額が 300 万円以下の方

減免額

- ・年税額 15,000 円以下の部分の全額
- ・年税額 15,000 円を超える部分の 1/2 の額

【問合せ先】北九州東県税事務所 課税第一課事業税係

093-592-3512

●所得税の控除



納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

控除を適用するためには、確定申告等の際に障害者手帳を提示する必要があります。

◎所得控除の額

名 称	対象者	所得控除額
普通障害者控除	・ 身体障害者手帳 3～6 級 ・ 療育手帳 B1、B2 ・ 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	27 万円
特別障害者控除	・ 身体障害者手帳 1～2 級	40 万円
同居特別障害者控除	・ 療育手帳 A1～A3 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級	75 万円

※同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族のうち、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方です。老人ホーム等に入所している場合は、同居を常としているとは言えません。

【問合せ先】 行橋税務署 0930-23-0580

●町県民税の控除



町県民税も所得税と同じく、所持している障害者手帳の等級により、所得控除があります。控除を適用するためには、確定申告等の際に障害者手帳を提示する必要があります。

◎所得控除の額

名 称	対象者	所得控除額
普通障害者控除	・ 身体障害者手帳 3～6 級 ・ 療育手帳 B1、B2 ・ 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	26 万円
特別障害者控除	・ 身体障害者手帳 1～2 級	30 万円
同居特別障害者控除	・ 療育手帳 A1～A3 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級	53 万円

※同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族のうち、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方です。老人ホーム等に入所している場合は、同居を常としているとは言えません。

【問合せ先】 みやこ町役場 税務課 住民税係

０９３０－３２－２５１５

●自動車税の減免

障害者手帳の交付を受けた方で、障がい等級等に一定の要件を満たしている場合、自動車税の減免を受けることができます。ただし、本人または同一生計者・常時介護者が所有している車に限ります。

障がいの区分		本人が運転	ご家族が運転	備 考
身体障がい	視覚障がい	２級・３級	１級～３級、４級の一部	家族が運転する場合、左表のうち、次の障がいは除かれます。
	聴覚障がい	２級・３級	２級・３級	
	平衡機能障がい	３級	３級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	３級	３級	下肢不自由 ５級・６級
	上肢不自由	１級・２級	１級・２級	体幹不自由 ５級
	下肢不自由	１級～６級	１級～４級	
	体幹不自由	１級～３級、５級	１級～３級	脳原性運動機能障がい ５級・６級
	脳原性運動機能障がい	(上肢機能) １級・２級 (移動機能) １級～６級	(上肢機能) １級・２級 (移動機能) １級～４級	
	心臓機能障がい	１級・３級	１級・３級	
	じん臓機能障がい	１級・３級	１級・３級	
	呼吸器機能障がい	１級・３級	１級・３級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	１級・３級	１級・３級	
	小腸機能障がい	１級・３級	１級・３級	
	免疫機能障がい	１級～３級	１級～３級	
	肝臓機能障がい	１級～３級	１級～３級	
知的障がい		療育手帳 A1～A3、B1		
精神障がい		１級		

【問合せ先】

軽自動車税（環境性能割）…みやこ町役場 税務課 住民税係 ０９３０－３２－２５１５

普通自動車税（環境性能割・種別割）…行橋県税事務所 ０９３０－２３－２２１６

9. 社会参加の促進

● 駐車禁止除外指定車標章



歩行困難な障がい者（児）がこの標章を車両に掲示することで、他の交通の妨げにならない限りにおいて、駐車禁止場所（法定の駐車禁止場所等は除く）に駐車することができます。

◎対象者

障がいの区分		等 級
身体障がい	視覚障がい	1 級～3 級、4 級の一部
	聴覚障がい	2 級・3 級
	平衡機能障がい	3 級
	上肢不自由	1 級・2 級
	下肢不自由	1 級～4 級
	体幹不自由	1 級～3 級
	脳原性運動機能障がい	（上肢機能）1 級・2 級 ※上肢のみに運動障がいがある場合を除く （移動機能）1 級～4 級
	心臓機能障がい	1 級・3 級
	じん臓機能障がい	1 級・3 級
	呼吸器機能障がい	1 級・3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1 級・3 級
	小腸機能障がい	
	免疫機能障がい	1 級・3 級
	肝臓機能障がい	1 級～3 級
	その他	歩行が困難なため、社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める方
知的障がい		療育手帳 A1～A3
精神障がい		1 級

申請先

管轄する警察署

【問合せ先】 行橋警察署 交通課

0 9 3 0 - 2 4 - 5 1 1 0

●ふくおか・まごころ駐車場



障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方等、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設・店舗等の障がい者等用の駐車場等に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

対象者には、ふくおか・まごころ駐車場の利用証を発行します。

◎対象者

障がいの区分		等 級
身体障がい	視覚障がい	1 級～4 級
	聴覚障がい	1 級～3 級
	平衡機能障がい	1 級～5 級
	上肢不自由	1 級～2 級
	下肢不自由	1 級～6 級
	体幹不自由	1 級～5 級
	脳原性運動機能障がい	(上肢機能) 1 級～2 級 (移動機能) 1 級～6 級
	心臓機能障がい	1 級～4 級
	じん臓機能障がい	1 級～4 級
	呼吸器機能障がい	1 級～4 級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1 級～4 級
	小腸機能障がい	1 級～4 級
	免疫機能障がい	1 級～4 級
	肝臓機能障がい	1 級～4 級
知的障がい		療育手帳 A1～A3
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳 1 級
難病患者		特定疾患医療受給者 ※小児慢性特定疾病医療受給者を含む

申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、あるいは療育手帳
難病の方は、特定疾患医療受給者証
- ・ 印鑑

※車椅子を常時利用される方で自ら運転される方は、運転免許証も必要です。

【問合せ先】 みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

0930-32-2725

●郵便等による不在者投票制度



選挙の際、投票所に行くことが困難な重度の障がいがある選挙人については、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による投票を行うためには、事前に選挙管理委員会委員長から「郵便等投票証明書」の交付を受けている必要があります。

選挙に際しては、投票日の4日前までに、選挙管理委員会委員長に、投票用紙等の請求が必要です。この際に、事前に交付されている「郵便等投票証明書」の提示が必要です。

対象者

障がいの区分		等 級
身体障がい	下肢不自由	1 級～2 級（両下肢）
	体幹不自由	1 級～2 級
	脳原性運動機能障がい	移動機能 1 級～2 級
	心臓機能障がい	1 級、3 級
	じん臓機能障がい	1 級、3 級
	呼吸器機能障がい	1 級、3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1 級、3 級
	小腸機能障がい	1 級、3 級
	免疫機能障がい	1～3 級
	肝臓機能障がい	1～3 級

※障がいの程度が上記に該当する旨を、福岡県知事が書面により証明した方も対象になります。

代理記載制度

上記の郵便等による不在者投票の対象者が、自ら投票の記載をすることができない場合は、代理記載人に投票等の記載をしてもらうことができます。代理記載制度による投票を行うためには、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会にあらかじめ申請が必要となります。

代理記載制度の対象者

- ・身体障害者手帳 1 級（上肢又は視覚の障がい）

郵便等による不在者投票の対象者の方

※障がいの程度が上記の障がいに該当する旨を、福岡県知事が書面により証明した方も対象になります。

【問合せ先】 みやこ町役場 総合行政委員会事務局（選挙管理委員会事務局）

0930-32-6004

●成年後見制度



重度の知的障がい者、又は精神障がい者で、本人の保護のため必要と認めたときに、契約を補助したり代理で行うことによって、本人の権利とくらしを守る制度です。申請の支援、補助を実施しています。みやこ町では、親族による申立てが難しい場合の手續や申立てに要する経費等の支援を行っています。

法定後見制度

本人がすでに知的障がい・精神障がい等の状態にあつて、判断能力が不十分である場合には、配偶者・二親等内の親族等から家庭裁判所に申立てを行い、審判によって後見人等を選任します。

任意後見制度

公正証書により本人と後見人になる方との契約が必要です。自らの判断能力が十分なうちに将来の判断能力低下に備えて、あらかじめ後見人を選任し、公証役場で契約を結びます。

将来、本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所に対し、任意後見監督選任の申立てが必要となります。

成年後見制度の類型

区分		対象者	家庭裁判所への 申立権者	援助者
法定 後見	補助	重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方	本人・配偶者・四親等内の親族 市町村長等	補助人
	保佐	日常生活に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の方		保佐人
	後見	日常生活に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方		成年後見人
任意後見		現在は、判断能力に問題ないが将来に備えたい方	(任意後見監督人選任申立てにつき) 本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者	任意後見人

◎行橋・京都成年後見センターおれんじ

行橋・京都成年後見センターおれんじでは、本人、家族、関係機関等から成年後見制度に関する総合的な相談を受けています。

制度を利用するための手続きや、提出書類の作成方法等を説明します。

また、権利擁護支援の方針について、成年後見制度以外の対応を含めて検討・専門的判断をします。

相談方法

電話・来所・訪問

対象者

本人・家族・知人・行政・関係機関・相談事業所等

内容

- ・本人と親族等の状況、困りごと、支援者、関係機関等についてお尋ねします
- ・制度、制度利用と課題、申立人、費用、申立てのタイミング等について説明、助言、検討します。
- ・「法律職」「医療職」「福祉職」等から助言を受けて専門的な対応をします

【成年後見制度に関する問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係

０９３０－３２－２７２５

行橋・京都成年後見センター おれんじ

０９３０－２６－８９１０



●ヘルプマーク、ヘルプカード



目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症等、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク・ヘルプカード」を配布しています。

ヘルプマーク・ヘルプカードを身につけた方を見かけたら、ぜひ、声をかけて必要なサポートをお願いします。

対象者

障がいのある方、認知症のある方、難病の方、妊娠している方等、周囲の方の配慮が必要な方（配布に当たり、障害者手帳や身分証明書等の提示、写しの添付等は不要です）

料金

無料（一人につき1個まで）

◎「ヘルプマーク・ヘルプカード」を身に着けている方を見かけたら

・電車やバスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続ける等の同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座していると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

・駅や商業施設等で、声をかける等の配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降等の動作が困難な方がいます。

◎災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方（以下、きこえない方）と、きこえる方（聴覚障がい者等以外の方）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24 時間・365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

利用を希望する聴覚や発話に困難のある方は、事前に利用登録が必要です。

料金

アプリのダウンロードと利用登録が完了し、お手元に電話リレーサービス専用番号が届いたら、いつでも通話ができます。通話料は、電話をかけた方が負担します。きこえない方が利用するには、別途料金が必要です。月額料がある場合と無い場合の 2 プランがあります。

【問合せ、申込先】

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

03-6275-0910



10. 障がい児の療育・教育

●こども発育相談

こども発育相談では、お子さんの発達のことや心配なことや困っていること等、様々な相談に応じます。専門の職員がお子さんの様子を観察したり、保護者からお子さんの様子を伺い、育児や日常生活でのお子さんとの関わり方をアドバイスしたり、対応について一緒に考えていきます。

●保育所巡回相談

集団生活でのお子さんの様子を観察し、生活状況や、成長を支援するために、専門員と町の保健師等が保育所等を訪問します。

●療育支援事業（たんぽぽ教室）

発育や発達に不安のある小学校入学前のお子さん、その保護者を対象とした教室です。個別または小集団での療育や、日常生活での養育に関する相談を行い、お子さんの健やかな成長及び発達を支援します。

たんぽぽ教室に参加する前に、「こども発育相談」で臨床心理士との面談が必要です。

申請に必要なもの

たんぽぽ教室利用申請書

利用料金

個別療育	500 円／50 分
集団療育	200 円／50 分
その他相談	500 円／50 分

【こども発育相談、保育所巡回相談、療育支援事業（たんぽぽ教室）に関する問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係 または 健康づくり係

0930-32-2725

●行橋京都児童発達相談センター ポルト

行橋京都メディカルセンター内にある「行橋京都児童発達相談センター ポルト」では、専門的知識を有する職員が、お子さんやその家族等の相談を受け、個別に助言や指導を行います。また必要に応じて、専門医の診察や専門機関の紹介も行います。

対象者

行橋市・苅田町・みやこ町のいずれかに住所があるお子さん（0～18歳）とその家族等

相談

毎週月曜日～金曜日 9:00～12:00／13:00～16:00

※土日、国民の祝日、年末年始を除きます。

診察

毎月第1・3金曜日 9:00～12:00

※土日、国民の祝日、年末年始を除きます。また、与薬や医療行為は行っていない。

利用方法

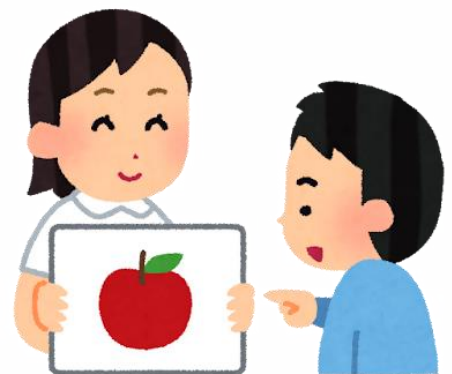
相談・診察ともに予約制です。事前にご連絡ください。

利用料

相談・診察ともに無料です。

【問合せ先】行橋京都児童発達相談センター ポルト

0930-25-7720



11. 雇用の促進

●雇用の窓口

障がい者の就職や採用についてお困りの際は、まず行橋公共職業安定所（ハローワーク行橋）にご相談ください。

ハローワークには、専門職員や手話協力員が配置されており、個別対応による入念な職業相談が行われています。障がい者が求職申込をすると、一人ひとりに対応した就職の支援から就職後の定着支援までを行います。

【問合せ先】 行橋公共職業安定所（ハローワーク行橋）

０９３０－２５－８６０９

●就職援護

障がい者の就職援護については、次のような制度があります。

項 目	内 容
公共職業訓練	障がい者に対して、必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練です。 訓練期間は3か月から2年間まであります。
障がい者 トライアル雇用	原則3か月（精神障がい者の場合は、原則6か月）の試行雇用をすることで、その適正や能力を見極め、相互理解を深めながら継続雇用をめざす制度です。 トライアルを実施する事業主には、対象者1人につき最大で月額4万円（精神障がい者の場合は、最初の3か月は最大8万円、4～6か月目は最大4万円）が支給されます。
職場適応援助者 （ジョブコーチ）支援	福岡障害者職業センターと連携して障がい者の職場定着・職場適応を促進するため、雇用事業主及び障がい者が職場における不安や不満を解消し、職場適応が図られるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が一定期間職場に出向き、障がい者、事業主双方に対し支援する制度です。

【問合せ先】 行橋公共職業安定所（ハローワーク行橋）

０９３０－２５－８６０９

●福岡障害者職業能力開発校

職業に必要な知識や技能を習得し、職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。授業料は無料です。

【科目】（令和7年度）募集人員名

課程	科 名	募集人員	訓練期間	課程	科 名	募集人員	訓練期間
普通	3D-CAD科	20名	1年間	短期	流通ビジネス科	25名	1年間
	プログラム設計科	20名	2年間		流通ビジネス科 音声パソコンコース	5名	
	商業デザイン科	20名	1年間		総合実務科	15名	
	OA事務科	20名			職域開発科	10名	6か月間 (年2回)

※募集科等については、直接職業能力開発校までお問い合わせください。

対象となる方

すべての要件を満たし、応募する訓練科別の要件に該当する方

- ・普通課程の科は高等学校卒業程度又はこれと同等の学力を有する18歳以上の方。短期課程の科は義務教育修了者又はこれと同等の学力を有する方。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受講して関連職種への就職を希望し、訓練を受講する上で健康面と集団生活に支障のない方。

【3D-CAD科・プログラム設計科・商業デザイン科・OA事務科・流通ビジネス科を希望される方】

- ・身体障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等のある方（障害者手帳の有無を問いません）

【流通ビジネス科 音声パソコンコースを希望される方】

- ・視覚障がいのある方（障害者手帳の有無を問いません）

【総合実務科を希望される方】

- ・療育手帳を取得されている方、又は選考日前日までに手帳を取得できる方
- ・児童相談所、障がい者更生相談所、障害者職業センター等で知的障がいのある方と認める判定書を提出できる方
- ・支援者の協力が必要なため、支援者（保護者含む）がいる方。入寮生は、生活・就業訓練のため休校日前日から帰省できる方

【職域開発科を希望される方】

- ・精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方（手帳の有無を問いません）
- ・作業系訓練に支障のない方
- ・毎日通校できる方（通校も訓練と位置付けており、入寮は出来ません）

その他

通校が困難な方には校内に寮設備があります。一定の要件を満たす方は寮を利用できます。ただし、入寮希望の方は「障がい診断書（本校様式）」で入寮の可否を判断します。

【問合せ先】 国立県営 福岡障害者職業能力開発校

093-741-5431

●福岡障害者職業センター

就職や職場定着を希望する障がいのある方に対して、職業相談や職業上の特性を整理するための職業評価、センター内で作業体験・講習を行う職業準備支援、職場への適応を図るためのジョブコーチ支援等を行っています。

また、うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行っています。

【問合せ先】 福岡障害者職業センター

092-752-5801



12. 相談窓口

●障がいに関する全般的な相談窓口

事業者名	住 所	電話番号
みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係	勝山上田 960 番地	0930-32-2725
社会福祉法人 みやこ町社会福祉協議会	犀川古川 50 番地	0930-42-1000
社会福祉法人 豊津福祉会 錦陵の苑	節丸 930 番地	0930-33-2940

●障がい者 110 番

障がい者や家族が抱える福祉、保険、法律問題等に係る心配ごと、悩みごと等の相談に応じます。

内容

一般相談および専門相談。

専門相談は、法律、年金の種類があり、曜日等が指定されています。

【問合せ先】公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会

092-584-6110

●こころの健康相談

◎福岡県（保健所）が行っている相談

種 別	日 時
保健師による相談	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
精神科医師による相談（予約制）	行橋会場：毎月第 2 水曜日 13 時 30 分～ 豊前会場：毎月第 1 月曜日 14 時～
精神科医師による思春期相談（予約制）	行橋会場：毎月第 3 水曜日 13 時 30 分～

【問合せ先】福岡県 京築保健福祉環境事務所（京築保健所）

0930-23-2966

◎町が行っている相談

種 別	日 時
保健師、社会福祉士による相談	平日 8 時 30 分～17 時 00 分

【問合せ先】

みやこ町役場 子育て・健康支援課 障がい者支援係
0930-32-2725

●電話相談

名 称	電話番号	備 考
心の電話 (実施機関：福岡県地域精神保健協議会)	093-653-4343	24 時間 365 日対応
心の健康相談電話 (実施機関：福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7400	月曜日から金曜日 9 時から 16 時
ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	24 時間 365 日対応

●消費者トラブル

行橋市広域消費生活センターは、行橋市・みやこ町・築上町の住民の消費生活に関する苦情および相談を受け付けている行政機関です。

消費生活に関する情報の提供や、消費者トラブルに関する助言やあっせんをし、問題解決のためのお手伝いをしています。お気軽に相談ください。

内容

- ・衣食住等消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情やトラブル
- ・悪質商法による被害
- ・訪問販売や通信販売等における事業者とのトラブル
- ・製品事故や安全性を欠く製品被害等

費用

無料

【問合せ先】行橋市広域消費生活センター

0930-23-0999

●その他の相談窓口

名 称	電話番号	備 考
福岡県難病相談支援センター	092-643-1390	難病および小児慢性特定疾病の相談、療養相談
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500	精神保健福祉相談、思春期、薬物、アルコール、ギャンブルの問題、自殺につながる悩み
福岡県ひきこもり地域支援センター	092-582-7530	ひきこもりに関する悩み (おおむね 18 歳以上)
福岡県摂食障害支援拠点病院	092-642-4869	摂食障がいに関する悩み
福岡県てんかん支援拠点病院	092-642-4379	てんかんに関する悩み
障がい者更生相談所	092-586-1055	身体障害者手帳および補装具、更生医療に関する相談、18 歳以上の療育手帳に関する相談等
福岡県障がい者権利擁護センター	092-643-3838 (日中)	障がい者虐待に関する相談
	080-8574-7234 (夜間)	
福岡県発達障がい者支援センター	093-922-5523	発達障がいに関する相談支援、発達支援、就労支援
障がい者差別解消専門相談窓口 (障がい福祉課内)	092-643-3143	障がいのある方に対する不当な差別的取扱いや、合理的配慮に関する相談
福岡県医療的ケア児支援センター	092-692-1601	医療的ケアが必要なお子さんとご家族が、日常生活で抱えている不安や悩みに関する相談支援
福岡県自立相談支援事務所 (困りごと相談室)	0930-26-7705	くらしの困りごと(家計(お金)、仕事、暮らし)に関する相談支援
京築児童相談所	0979-84-0407	児童相談(虐待や養育、障がいに関する相談等)
福岡県立大学 不登校・ひきこもりサポートセンター	0947-42-1346	不登校・ひきこもりに関する相談
京築教育事務所	0979-82-4444	いじめ、不登校、非行、進路、障がい児の教育全般
行橋・京都成年後見センター おれんじ	0930-26-8910	成年後見制度に関すること

WAM NET（ワムネット）について

WAM NET（ワムネット）は、独立行政法人 福祉医療機構が運営する総合情報提供サイトです。福祉・保健・医療に関する制度・施策や、その取り組み状況等に関する情報をわかりやすく提供することで福祉と医療の民間活動を支援しています。

保健・福祉・医療情報 WAM NET



WAM NET が提供している主な情報

名 称	内 容
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム	全国の社会福祉法人の現況報告書や決算書等の情報を住所や名称等から検索して閲覧することができます。
障害福祉サービス等情報検索	全国の障害福祉サービス事業所の情報を、地図、名称、所在地、事業所番号等で検索することができます。
ここ de サーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)	知りたい地域の認定こども園や保育所（認可外含む）、幼稚園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅等から検索することができます。
行政情報	厚生労働省等で開催される会議の情報や資料を案内しています。
子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル	子育てや介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ情報を集めたポータルサイトです。従業員の方や、相談を受ける管理職・人事労務担当者の方々にもご活用いただけます。
福祉サービス評価情報	高齢・障害・児童等の福祉サービスや、地域密着型の介護サービスを行う事業所の第三者評価情報を掲載しています。
制度解説コーナー	各種制度やサービス概要の解説をはじめ、利用者が実際にそのサービスを利用するまでの手続きの流れをわかりやすく解説しています。
イベント・セミナー情報	各主催団体から提供いただいた福祉・保健・医療に関するイベント・セミナーの情報を地域ごとに掲載しています。

福岡県が指定している障害福祉サービス事業所等

福岡県では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条、同第 38 条に基づく指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設の事業所一覧をホームページにて公開しています。

情報利用上の注意

一覧情報は毎月 20 日頃に更新しています。情報を利用する場合は必ず最新の情報をご確認ください。



福岡県が指定している障がい児通所支援施設等

福岡県では、児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援施設・事業所、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業所の事業所一覧をホームページにて公開しています。

情報利用上の注意

一覧情報は毎月 20 日頃に更新しています。情報を利用する場合は必ず最新の情報をご確認ください。



障がい者の虐待防止について

障がい者の人権を守り、自立や社会参加を促すためには、障がい者を虐待から守ることは大切なことです。そのため、平成 24 年 10 月 1 日から「障害者虐待防止法」が施行されました。障がい者に対する虐待の〔禁止・防止・早期発見・通報義務〕等をうたっています。

障がい者への虐待はどこでも起こる可能性があります。虐待を受けている障がい者の方や障がい者への虐待を発見した方は、町の担当窓口（障がい者虐待防止センター）に相談しましょう。

なお、通報・届出者の情報は守秘義務によって守られます。また、不利益な取扱いも禁止されています。匿名による通報も受け付けます。

虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を次の 3 種類に分けています。

- ①「家庭」での虐待・・・家族や親族等の擁護者からの虐待
- ②「施設」での虐待・・・障害者施設や障害福祉サービス事業所等での、職員等による虐待
- ③「会社」での虐待・・・障がい者等を雇用している会社等で、事業主や職員等による虐待

障がい者虐待の例

種 類	内 容	例
身体的虐待	障がい者の体に暴行を加えること。また正当な理由なく身動きが取れない状態にすること	・たたく ・つねる ・殴る ・蹴る ・縛る ・閉じ込める 等
性的虐待	障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。	・性交の強要 ・裸にする ・キスする ・わいせつな話をする 等
心理的虐待	障がい者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。	・怒鳴る ・悪口を言う ・罵る ・無視する ・仲間に入れない 等
放棄・放任	食事や入浴、洗濯、排せつ等の世話をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること（ネグレクト）。	・十分な食事を与えない ・医者に見せない ・不潔な環境で生活させる 等
経済的虐待	同意なく障がい者の財産や年金、賃金等を使うこと。また、正当な理由なくお金を与えないこと。	・年金や貯金を渡さない ・財産や預貯金を使う ・お金を与えない 等

【問合せ先】 みやこ町障害者虐待防止センター（みやこ町役場 子育て・健康支援課内）
0930-32-2725

障がい者マークについて

障がい者に関するマークです。外見からはわかりにくい障がいもあり、誤解を受けたり、不利益をこうむったり、社会生活に不安をかかえることがないように、これらのマークが表示されていることに気づいたら、その方にあった配慮をこころがけるようにしましょう。

【障がい者のための国際シンボルマーク】



このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

【身体障がい者標識】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【聴覚障がい者標識】



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【耳マーク】



聞こえが不自由なことを表す、国内で使われているマークです。

【オストメイト マーク】



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークはオストメイトに配慮されたトイレであることを示しています。

【ハート・プラス マーク】



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部とは心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能のことをいい、外見からは分かりにくい障がいといえます。

【盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです

【ほじょ犬マーク】



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、レストラン・スーパー等の民間施設でも同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

【障がい者雇用支援マーク】



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

【ヘルプマーク・ヘルプカード】



目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症等、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる『ヘルプマーク・ヘルプカード』です。

【ふくおか・まごころ駐車場 利用証】



車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、県と協定を結んだ商業施設や公共施設のふくおか・まごころ駐車場に駐車するための利用証です。

赤色：車いすを常時利用する身障者で自ら運転する人

緑色：身体・知的・精神障がいのある人、高齢者、難病者

オレンジ色：妊産婦、けが人

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

障害者差別解消法（通称）は、すべての方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

※文中の「障がいのある方」とは、障害者手帳の所持、不所持にかかわらず、さまざまな心身の機能の障がいによって、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方のことをいいます。

障がいを理由とする不当な差別的取扱の禁止

障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり条件を付けたりするような行為を禁止することです。



障がいがあることを理由に習いごと教室の入会を断られた。



「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった障がいを理由に入店を断られた。

社会的障壁を取り除くための合理的配慮

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送ることを妨げている制度、慣行等のさまざまな物事＝「社会的障壁」がある場合、負担になり過ぎない範囲でそれを取り除くための配慮＝「合理的配慮」をすることです。



障がいのある方にわかりやすく説明すること。



視覚や聴覚に障がいのある方に読み上げや筆談をすること。

差別解消の推進に向けた取組

障がいのある方もない方も、ともにいきいきと暮らしていける社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消は住民一人ひとりにとって、とても大切な問題です。

また、この法律では民間事業者に対しても、不当な差別的取扱を禁止するとともに、合理的配慮の実践に努めるよう定めています。

皆さんもこの法律の制定をきっかけに、障がいのある方にとっての「障壁」になるものが身の回りにないか、それを取り除くために何ができるのかを一緒に考えていきましょう。

※令和6年4月から、法律の一部改正により民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。

身体障害者補助犬について

身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。

身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬です。法に基づく表示をつけています。

補助犬の種類

盲導犬	視覚障がいのある方が街なかを安全に歩けるようにサポートします。
介助犬	肢体不自由のある方の日常生活動作をサポートします。
聴導犬	聴覚障がいのある方に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

身体障害者補助犬を見かけたら

補助犬は目や耳や手足が不自由な方のからだの一部であり、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れ、手入れも行き届いていて衛生的なため、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテル等のいろいろな場所に同伴できます。

公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。また、利用者と補助犬の事故につながることもありますので、補助犬にえさをあげたり、声をかけたりしないでください。



発行

みやこ町役場 子育て・健康支援課
障がい者支援係

TEL : 0930-32-2725

FAX : 0930-32-2735

Mail : kosodate@town.miyako.lg.jp